

りんご加工事業者が新たにりんご生産に参入する取組を支援します。

■ 採択要件

次の（１）から（３）のいずれかに該当するこれまでにりんご生産を行ったことのない加工事業者（定款及び決算書等で、県産りんごを原料とした加工品の製造実績が確認できる者に限る。）

- （１）県内に本社又は営業拠点があり、県産りんごの加工実績が５年以上ある法人
- （２）（１）の法人がりんご生産事業のために設立した子会社、関連会社等
- （３）県内に本社又は営業拠点があり、（１）に準ずる加工実績があると知事が認める法人

■ 補助対象経費

加工事業者が県内のりんご園地で令和7年4月1日以降に行うりんご生産に要する経費（肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、諸材料費、農機具借上費、人件費）



■ 補助金の額

補助対象経費の3分の1に相当する額又は事業実施園地の面積に1アール当たり12,000円を乗じて得た額のいずれか低い額以内の額
※補助金額の上限は1加工事業者当たり60万円

■ 申請方法

補助金交付要綱をご確認の上、必要書類を下記提出先まで郵送又は電子メールで提出してください。

■ 募集期間

随時（予算が無くなり次第、受付を終了します。）



■ 留意事項

- ・補助金交付要綱及び申請書類はホームページからダウンロードできます。
- ・事業の実施方法や採択要件等は、補助金交付要綱をご確認ください。

□ お問い合わせ先・申請書の提出先 □

青森県農林水産部りんご果樹課 流通加工グループ（担当：関）

TEL：017-734-9491 E-mail：ringo@pref.aomori.lg.jp

りんご果樹課ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/ringo/index.html>